

3月10日に招集された第1回定例町議会は3月18日、全日程を終えて閉会しました。 今定例会では、小竹町長、 辻本教育長の行政報告、 平成 20 年度町政執行方針、教育行政執行 方針のほか、 平成20年度当初予算案等が審議されました。

した。 意が可決されました。 秋一委員の後任に引き続き同氏の選任同 し、総額を49億4、 取組みについて 入歳出予算額から870万5千円を追加 ●公平委員会委員の選任 ●平成19年度一般会計

補

平成19年度新冠町一般会計は、

既定の歳

494万2千円としま

定住移住対策の状況と今後の 長行 政報告

戸、中古住宅取得4戸という実績となって また、新冠市街地などにおいても新築1 はじめに、 本年度、 西泊津地区レ・コー

> ろであります。 成果があったものと受け止めているとこ 移動並びに若年世帯が多く、事業としての この度の当町への移住実態を見ると管内 うち移住実績数で道内1位となりました。 トップ窓口を設けている110市町村の 移住された方は34名で、道内で移住ワンス 年12月末で55名となっており、うち完全

事

3月29日をもって任期満了となる、長浜

ます。 に新築し完全移住することとなっており 移住し、20年度にはもう一世帯が高江地区 その中から既に一世帯が賃貸住宅に完全 ところ、14名の方が新冠の生活を体験され 短期間のお試し生活体験の受入れをした の環境整備として、町職員住宅等を活用し さらに、当町への移住のきっかけづくり

ております。 移住者の受入に務めてまいりたいと考え 確保や体験メニューの充実を図り、 ますので来年度以降も継続し、体験施設の ております。この制度は大変好評であり 取り組み、当町は10番目という結果となっ らし」制度の活用は、全道110市町村で なお、このお試し生活体験「ちょっと暮 新たな

覧も月平均7千件と当町移住への関心の 高さを表しております。 事項や各種支援制度など掲載しており、閲 ムページに移住定住に関する特集を設け て、賃貸住宅情報をはじめ、生活に関する 新冠町内の情報につきましては、 、町ホー

ります。 に積極的なPRを行ってきたところであ を設けPRや移住相談を行い、首都圏の方 しフェアーにおいても、 また、定住移住町民会議が8月に実施し さらに、本年度も開催された北海道暮ら 当町の相談ブース

> 事があればすぐにでも移住を考えたいと 再度訪問し、もっと時間をかけて将来の移 町内での乗馬を中心とした観光や太陽地 住先の候補地として検討したい、中には仕 バーベキューを堪能されたところであり そして温泉で町内の食材を使った料理や 区でのピーマンやジャガイモの収穫体験、 新冠体験ツアー」も5組10名の参加があり いう参加者もおりました。 。参加者の感想としては、近いうちに

るにあたっては、周辺を含めた雇用、教育、 結びつくような結果にはなりませんでし を行ってきたところです。 福祉、医療、サービス業、交通、通信体系 まったばかりであります。実際に移住す きっかけができたものと考えております。 たが、将来に繋がるネットワークづくりの んと中京方面の企業を訪問し、まちのPR このほか、私も11月には町民会議の皆さ 新冠町の定住移住の取り組みは、まだ始 直ちに移住に

ワークビジネスも困難な実態にあります。 仕事やインターネットを使ったネット が進んでいない状況にあっては、在宅での 外の高速ブロードバンド通信体系の整備 者が減少する中、雇用の増大を図ることは 極めて難しいことであり、さらに市街地以 などの充実が不可欠であります。 それらを踏まえて、移住の可能性を拡大 特に雇用に関しては、 過疎化に伴い事業

ワークや知識・経験を当町の生涯学習やま を深めて頂き、この方々が持つ人的ネット 供をはじめ知人等へのPR活動、さらに移 住され新たに町民になられた方との交流 に繋げてまいりたいと考えております。 町民の皆さんには、借家、借地の情報提

ますので関係機関と連携を図り、整備促進 するためにも、環境整備が求められており

の住宅団地となる見込みであります。 り、完成間近であることから今春には23戸 みが20戸で、現在3戸の建設が行われてお が4区画と好調に進み、新築戸数も建設済 成区画62区画中、販売済みが41区画、予約 ドの森ニュータウンにおきましては、6月 方が入居されました。これを皮切りに造 に待望の第1号新築住宅が完成し、7名の

おります。 これらの実績に伴う定住・移住人員は

た、札幌圏在住者を対象にした「まるごと

とご協力をお願い申し上げます。 まいりたいと考えておりますのでご理解 るなど、まち全体の取り組みに発展させて ちづくりへ活用させて頂くために誘導す

る取組みについ 小学校統合後の再利用に関す 7

ところ、多くの企業の申し出がありました 格者として受理しているところでありま 5企業が事業計画書を提出し、入札参加資 が、現段階で申し上げますと4校に対して ととし、これまで幾度か公募を行いました もって民間企業に対して一括譲渡するこ ために、土地や校舎などを適正な価格を となる7校について、地域の活性化を図る 平成20年4月の小学校統合に伴い、閉校

効率的で有効な利用を図るため、今後さら るクラブハウスはじめレストラン、情報セ 明和の有限会社ビックレッドファームが、 に検討したいとのことであります。 ンター、事務所などの活用を予定しており、 ホースオーナー等の会員の方々が利用す 先ず、「明和小学校」でありますが、字

ツーリズム等の受け入れを行って交流人 設として地域コンシェルジュやグリーン SKでありますが、既存校舎を交流拠点施 社が札幌市、支店が字北星町の有限会社M 2企業の応募があり、その内の1社は、本 の拡大を積極的に図りたいとのことで 次に、「大狩部小学校」でありますが、

行う特産品開発施設として有効活用を図 特産品の加工をはじめ、地場産品直売等を 業でありますが、地場資源などを活用した りたいとのことであります。 もう1社は、字北星町の有限会社杉田産

> 運営を計画しております。住居型有料老 老人ホームで定員55名の施設と併せて ります。 頂く等の計画も検討しているところであ 康増進と生きがいのある共同生活をして る野菜栽培等を行って、お年寄りの方の健 活用した水耕栽培やビニールハウスによ 設も検討しており、例えば、既存プールを ります。さらに、入所者の方の各種授産施 行って早期入所をさせたいとのことであ までに完成させ、それぞれ入居者の募集を 有限会社TMSでありますが、住居型有料 校舎棟の改修を9月、屋体棟の改修を11月 人ホームについては、二期工事に分け、現 ディサービス事業の展開を想定した施設 次に、「東川小学校」ですが、札幌市の

ことであります。 具体化まで相当の時間が掛かることから、 を行っているところでありますが、計画の 討中であり、関係機関などとの協議・調整 ており、具体的な規模等については現在検 会が、重度心身障害児施設の運営を計画し 京都の特定非営利活動法人星の金貨福祉 た授産事業等の展開も検討しているとの ます。なお、グランドや周辺用地を活用し 来年度の事業展開は難しいものと思われ 次に、「若園小学校」でありますが、東

今後さらに具体的な内容が示されるもの と思われます。 の各企業の再利用に係る計画概要であり、 以上が公募における応募のあった4校

通知をし、速やかに現地説明を行って、 から、財産所管替え後の4月初旬には入札 業を入札参加資格者と決定していること 既に再利用の計画書を提出頂いている企 てでありますが、4校の売却については、 7校の売却に係るスケジュールについ 4

> 部小学校を除く、3物件については地方自 の手続きを終えたいと考えております。 契約後5月初旬に議会の議決を頂き、全て 会の議決に付さなければならないため、仮 治法第96条第1項第5号の規定により、議 こととしており、仮に落札した場合は大狩 月下旬を目途に指名競争入札を実施する

ど、早期売却に向け最善を尽くしてまいり 等に対して再利用に係る逆提案をするな 等がなければ、活用方法等を検討し、企業 引き続き公募を行い、今夏までに応募企業 としており、応募者がいなかった場合は、 すが、4月下旬に一般競争入札を行う予定 つきましては、現在も常時公募中でありま ますのでご理解願います。 また、太陽小・美字小・節婦小の三校に

C型肝炎について フィブリノゲン製剤にかかる

る購入実績としては、1982年(昭和57 険病院も掲載されたところでございます。 納入先医療機関として、新冠町国民健康保 政府広報として新聞折り込みにて公表い 月17日にフィブリノゲン製剤、血液凝固第 表する方針を示しておりましたが、本年1 療機関名について新聞などを通じて再公 000年12月に公表した約7、000の医 広く勧奨することを目的に、昨年11月、2 たしましたが、これにより、当該製剤等の 八・第九因子製剤の納入先医療機関名等を このフィブリノゲン製剤の当院におけ 厚生労働省は、C型肝炎ウイルス検査を

どうかは、確認できておりません。 これが実際に当院において使用されたか それ以後の、1986年(昭和6年)

か

年)と、1985年(昭和6年)に購入し

た実績があることは確認しておりますが、

確認しており問題ございませんが、198 況にあります。 入実績があったかどうか確認できない状 1年(昭和56年)以前につきましては、購 ら現在までは、購入した実績がないことを

認できないものであります。 購入や使用実績があったかどうかについ るカルテによる確認方法しかございませ いては、現状において患者の診察記録であ ることから、ほとんどのケースにおいて確 ては、カルテの保存年限が既に経過してい が、1981年(昭和56年)以前に製剤の て、保存年限を10年間に延長しております なっており、当院では万一のことも踏まえ 院におけるカルテ保存年限は5年間と ん。しかし、医療法で定められている、病 ブリノゲン製剤の購入、及び使用実績につ 確認できない理由でございますが、フィ

解をいただいているものと考えておりまる範囲において説明申し上げ、一応のご理 件のうち5件は、過去において当院の外科 がこれまで6件寄せられました。この6 での過去における状況について確認でき 及び産婦人科で手術を受けた方々で、当院 て町民の皆様や町外の方からも、フィブリ ノゲン製剤に関する当院への問い合わせ この様な状況の中、政府広報以後におい

ころでございます。 る管轄保健所への問い合わせを勧めたと 合わせであり、国が指定する受診機関であ 肝炎ウイルス検査の受診についての問い 機関において手術を受けられた方で、C型 また、1件の方は、公表された他の医療

より検査を要する方々への相談や検査受 (の健康管理の観点から、 製剤等の投与に さらに、町民福祉課におきましても、